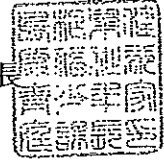


青 第 1 7 3 5 号  
平成 2 4 年 3 月 2 9 日

各市町村保育所事務担当課長 様

島根県健康福祉部青少年家庭課長



「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の  
施行について（通知）

「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 18 号）」が公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されるところですが、本条例のうち、保育所に関する基準の解釈及び取扱いについては下記のとおりですので、貴管内の保育所に対して周知していただきますようお願いします。

記

1 第 44 条関係

0 歳児及び 1 歳児の居室面積基準については、子どもの発達段階に応じて乳児室又はほふく室を設けること。

具体的には、年齢によらず、子どもが自らの意思で動き回る前の発達段階においては乳児室の 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>、子どもが自らの意思でほふくにより動き回ることができるようになれば、ほふく室の 1 人当たり 3.3 m<sup>2</sup>の面積が必要となり、その際の年齢計算は、「年齢計算に関する法律」に従い、その時々々の満年齢で取り扱うこと。

また、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積には、仕切りのある押入、作り付け家具など保育場所以外の面積は含めないこと。

2 第 46 条第 3 項及び附則第 8 項第 2 号関係

乳児 6 人以上を入所させる保育所（構造改革特別区域内における保育所であって、乳児 4 人以上 6 人未満を入所させるものについては、特区の認定の日以降）における保育士の数の算定については、保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができるが、その職員が常勤職員でない場合は、常勤換算をし、その数値が 1 以上であれば、保育士 1 人として算定すること。（別紙 1 を参照のこと）

3 その他

児童福祉施設の設置の届出様式のうち、最低基準調書（別紙）の 4 建物の状況(2)設備欄の乳児室、ほふく室の最低基準面積の記載方法は、本通知 1 の取扱いにより 1.65 m<sup>2</sup>の定員数は、0 歳児、1 歳児の定員のうち、「ほふくする前の子ども」の定員、3.3 m<sup>2</sup>の定員数は「ほふくしてから満 2 歳に達するまでの子ども」の定員を記載すること。（別紙 2 を参照のこと）

#### 4 参考通知

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」（平成 23 年 10 月 28 日付け雇児発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

・『「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について』（平成 23 年 10 月 28 日付け雇児保発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

・「保育所における乳児室又はほふく室の面積基準の取扱いについて」（平成 23 年 11 月 4 日付け事務連絡県青少年家庭課長）

島根県健康福祉部青少年家庭課

保育支援グループ 原

TEL 0852-22-5244

FAX 0852-22-6045

		保育士	看護師
		人	人
所長	民設保育所で、所長設置単価適用の所長又は公設保育所で、職務に保育の割り当てがない所長 (A1)	1	
	上記以外の所長 (A2)		
各職種の総人数(所長(A1)、(A2)を除く)		18	1
常勤の職員数		13	0
非常勤	非常勤の職員数	5	1
	上記の職員の常勤換算後の人数 = ((表1; 2))	3	1
保育士配置数		17	

(注) 常勤とは、常用労働者のことであり、正規、嘱託、臨時など雇用の形態は問わない。  
 非常勤とは、常勤以外の者であり、パートタイマー等短時間勤務の保育士のことをいう。  
 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士であっても常勤保育士以外の保育士は、非常勤に含める。  
 乳児6人以上を入所させる保育所は、当分の間、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなす。

(表1) 非常勤看護師の常勤換算方法

	1日の勤務時間数 × 1ヶ月の勤務日数	1ヶ月の勤務時間数の合計
1	6 × 20	120
2		
3		
4		
5		
計		(I) 120
常勤看護師の1ヶ月の勤務時間数	(J) 160	= (I) ÷ (J) 小数点第1位四捨五入 = 1 (0.75) 1以上であれば、保育士1人として算定する。

(表2) 常勤保育士に代えて非常勤保育士を定数にあてている場合の常勤換算方法

	1日の勤務時間数 × 1ヶ月の勤務日数	1ヶ月の勤務時間数の合計
1	6 × 20	120
2	6 × 10	60
3	4 × 20	80
4	4 × 20	80
5	3 × 20	60
計		(I) 400
常勤保育士の1ヶ月の勤務時間数	(J) 160	= (I) ÷ (J) 小数点第1位四捨五入 = 3 (2.5)

平成10年2月18日児発第85号「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」

・短時間勤務の保育士を導入している場合は

- ①常勤の保育士が各組に1名以上(乳児を含む各組であって当該各組に係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は2名以上) いること。
- ②常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

別紙

最低基準調書

1 保育所名 \_\_\_\_\_

2 所在地 \_\_\_\_\_

3 定員 \_\_\_\_\_ 名  
(内訳)

0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳以上児

4 建物の状況

(1) 建物(構造別)

(2) 設備

1. 65 m<sup>2</sup>の定員数は、0 歳児、1 歳児の定員のうち、「ほふくする前の子ども」の定員、3. 3 m<sup>2</sup>の定員数は「ほふくしてから満 2 歳に達するまでの子ども」の定員を記載すること。

室 名	面 積	最 小	備 考
乳 児 室	m <sup>2</sup>	1. 65m <sup>2</sup> ×2 歳未満児	室内滑り台：有・無 いすぶらんこ：有・無 歩 行 器：有・無 手 押 車：有・無
ほ ふ く 室	m <sup>2</sup>	定員数( )名= m <sup>2</sup>	
小 計	m <sup>2</sup>	3. 3m <sup>2</sup> ×2 歳未満児	
		定員数( )名= m <sup>2</sup>	
保 育 室	m <sup>2</sup>		楽 器：有・無 黒 板：有・無 積 み 木：有・無 児 童 用 机：有・無 児 童 用 い す：有・無 絵 本：有・無
遊 戯 室	m <sup>2</sup>	1. 98m <sup>2</sup> ×2 歳以上児	
小 計	m <sup>2</sup>	定員数( )名= m <sup>2</sup>	
調 理 室 (調 乳 室)	m <sup>2</sup>		耐火構造の床 甲種防火戸
医 務 室			医療器具、医療品包帯 材料(式)
も く 浴 室	m <sup>2</sup>		
事 務 室	m <sup>2</sup>		
保 育 士 休 憩 室	m <sup>2</sup>		
会 議 室	m <sup>2</sup>		
倉 庫	m <sup>2</sup>		
廊 下	m <sup>2</sup>		
便 所	m <sup>2</sup>		
そ の 他	m <sup>2</sup>	(大 個) (小 個) (乳 か所)	
も く 浴 設 備	有・無		
合 計	m <sup>2</sup>		

5 土地の状況

(1) 所有形態

(ア) 自己所有	(イ) 賃貸借 (期間 年)	(ウ) 地上権設定 (期間 年)	(エ) その他 ( ) (期間 年)
----------	-------------------	---------------------	-----------------------

(2) 面積

敷地面積	m <sup>2</sup>	3.3m <sup>2</sup> ×2歳以上児定員数 ( )名= m <sup>2</sup>	滑り台	有・無
建築面積	m <sup>2</sup>		ぶらんこ	有・無
屋外遊戯場	m <sup>2</sup>		砂場	有・無
その他	m <sup>2</sup>		その他の遊具 ( )	

6 職員の状況

所長	氏名	年齢	現職	児童福祉事業従事歴	備考

所長	入所 児童数	職員数			備考
		保育士1 人当	定数 人	現員 人	
乳児	人	3:1			
1、2歳児	人	6:1			
3歳児	人	20:1			
4歳以上児	人	30:1			
休憩保育士					
小計	人				

調理員等	調理員					
	その他					
計						
嘱託医						

上記のとおり 保育所については、その設備及び職員配置等が児童福祉施設最低基準を満たすものと認められ、保育所として適格である。

審(調)査年月日 年 月 日

市町村長 印

(注) 上記により難しいものは、必要に応じ資料を添付すること。